

○学校法人福原学園寄附行為

昭和23年3月31日認可

施行：昭和23年4月1日

最終変更：令和5年9月4日

第1章 総則

(名称及び沿革)

第1条 この法人は、学校法人福原学園と称する。

2 この法人は昭和22年4月福原軍造の創立した福原高等学院が昭和23年3月財団法人福原学園となり、更に私立学校法の施行により学校法人福原学園として、組織変更したものである。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 九州共立大学 大学院 経済・経営学研究科

スポーツ学研究科

経済学部 経済・経営学科 地域創造学科

スポーツ学部 スポーツ学科 こどもスポーツ教育学科

(2) 九州女子大学 大学院 人間科学研究科

家政学部 人間生活学科 生活デザイン学科 栄養学科

人間科学部 人間発達学科 児童・幼児教育学科

心理・文化学科

(3) 九州女子短期大学 子ども健康学科

(4) 自由ヶ丘高等学校 全日制課程 普通科

(5) 九州女子大学附属折尾幼稚園

(6) 九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園

(7) 九州女子大学附属鞍手幼稚園

第5条 削除

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上10人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち1人を副理事長、2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長及び常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 九州共立大学及び九州女子大学の学長並びに自由ヶ丘高等学校の校長
 - (2) 評議員のうちから、理事会において選任された者4人
 - (3) 学識経験者（学長及び校長又は評議員である者を除く。）のうちから、理事会において選任された者2人又は3人
- 2 前項第1号中の役職を兼務する者がある場合の理事の定数は、前条第1項第1号の理事数から兼務の数を減じた数とする。
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長及び校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 第1項第1号に規定する者を除く理事の選任については、施行細則で定める。

(監事の選任)

第8条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 第1項に規定する監事の選任手続については、施行細則で定める。

(役員の適性及び親族関係者等の選任の制限)

第9条 この法人の役員の選任に当たっては、その管理及び運営に適性を有する者とする。

2 この法人の理事のうちには、各理事についてその配偶者又は三親等以内の親族（以下「親族等」という。）が1人をこえて含まれることになってはならない。また、理事についてその親族関係を有する者及び特殊の関係がある者の数が理事の数

のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

- 3 この法人の監事には、この法人の理事、評議員若しくはその親族等その他特殊の関係がある者又は職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）が含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事は、相互に親族等その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 5 前3項に掲げる特殊の関係がある者については、施行細則で定める。

（役員の任期及び補充）

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は任期満了後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、副理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。
- 4 理事又は監事のうちその定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

第11条 削除

（役員の解任及び退任）

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事会）

第13条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の7日前までに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。
- 10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に特別の利害関係のある事項については、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第14条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第16条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(常務理事の職務)

第17条 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第18条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第19条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第20条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。この場合における理事会又は評議員会の議長は、出席理事又は評議員の互選によって定める。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

第22条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第23条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、20人以上22人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

6 評議員会に議長を置き、議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員

が連名で評議員会を招集することができる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した評議員は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 第21条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報

告を徵することができる。

(評議員の選任)

第28条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 8人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において卒業者で組織する同窓会の会長の職にあることをもって選任された者 3人以内
- (3) 理事のうちから、互選された者 2人
- (4) 学識経験者及び有識者（職員を除く。）のうちから、理事会において選任された者 7人以上 9人以内

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員は、それぞれ当該各号の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第3号に規定するものを除く評議員の選任手続については、施行細則で定める。

(準用規定)

第29条 第9条第1項及び第2項の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第30条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。
3 評議員は任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第31条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第34条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第35条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第37条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第38条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第40条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第41条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第43条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第44条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由に因る解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由に因る解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第47条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第49条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第50条 この法人は、第41条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、福原学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	福 原 軍 造
理 事	福 原 末 女
理 事	田 代 利 幸
理 事	豊 沢 六 郎
理 事	貞方富士太郎
監 事	丸 井 武 士
監 事	白 石 一 真

附 則

この寄附行為は、昭和26年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和35年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和36年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和37年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和41年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和42年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和45年6月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

この寄附行為は、昭和54年8月1日から施行する。

この寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成4年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 平成4年1月31日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

(九州女子大学附属高等学校の家庭科の存続に関する経過措置)

- 九州女子大学附属高等学校の家庭科は、改正後の寄附行為第4条第4号の規定にかかるべく平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年1月12日）から施行する。

附 則

(施行期日)

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(九州共立大学工学部電気工学科及び開発学科の存続に関する経過措置)

九州共立大学工学部電気工学科及び開発学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかるべく平成13年3月31日に当該学部学科に在学する者、平成13年度及び平成14年度に学士入学並びに編入学をした者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月19日）から施行する。

(経過措置)

第4条第6号の規定にかかるべく、看護科の名称は、平成14年4月1日以降に自由ヶ丘高等学校に入学した者に適用され、平成14年3月31日に九州女子大学附属高等学校衛生看護科に在籍した者には、従前のとおり衛生看護科の名称を適用するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年10月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年3月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年1月31日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

（九州共立大学工学部土木工学科、環境化学科及び地域環境システム工学科の存続に関する経過措置）

- 2 九州共立大学工学部土木工学科、環境化学科及び地域環境システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者、平成17年度及び平成18年度に学士入学並びに編入学をした者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年5月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成18年1月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（九州共立大学工学部都市システム工学科の存続に関する経過措置）

九州共立大学工学部都市システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成19年3月31日に当該学科に在学する者、平成19年度及び平成20年度に学士入学並びに編入学をした者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年4月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年9月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年12月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年9月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年2月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年4月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成26年6月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成28年1月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和2年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行

する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年8月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年9月2日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年9月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年9月4日）から施行する。